

東久留米市環境審議会 会議録

1. 会議名 平成 26 年度第 2 回東久留米市環境審議会
2. 日 時 平成 26 年 9 月 24 日（水） 午後 2 時 00 分から午後 4 時 00 分
3. 場 所 東久留米市役所 4 階 庁議室
4. 出席委員氏名（敬称略） 杉原弘恭（会長）、重藤さわ子（職務代理者）、大山久仁夫、宮川正孝、高田眞一、樋川紘一、水戸部啓一、三間優子、田原悟子、鈴木基司、山本直、梅村清（以上 12 名）
5. 欠席委員氏名（敬称略） なし
6. 事務局職員名 小林尚生環境部長、小島信行環境政策課長、瀬戸口恵美主査（政策調整担当）、小平卓主査（みどりと公園担当）、小林秀敏主任（生活環境担当）、藤井華子主事（政策調整担当）
7. コンサルタント会社（株式会社 総合環境計画） 宮下英之 林栄津子
8. 傍聴人 なし
9. 委員委嘱式
 - (1) 開会の辞
 - (2) 委嘱書交付
 - (3) 市長あいさつ
10. 次第
 - (1) 開会あいさつ
 - (2) 事務局の紹介
 - (3) 環境審議会委員自己紹介
 - (4) 環境審議会について
 - (5) 会長の選出・職務代理者の指名
 - (6) 会長及び職務代理者のあいさつ

(7) 諮問書の送付

(8) 議題

①東久留米市環境基本計画の概要について（資料 1）

②策定のスケジュールと体制について（資料 2,3,4,6 の一部）

③策定の方向性について（資料 5,6）

④「（仮称）環境基本計画策定部会」委員の選出について

(9) その他（資料 7）

11. 配布資料

東久留米市環境基本計画概要.....	資料 1
東久留米市環境基本計画策定スケジュール.....	資料 2
東久留米市環境基本計画策定体制	資料 3
東久留米市環境基本計画検討部会運営要領（案）	資料 4
環境施策の実施状況	資料 5
東久留米市環境基本計画及び中間見直しへの意見整理	資料 6
かんきょう東久留米 平成 25 年度	資料 7
第 6 期東久留米市環境審議会委員名簿.....	資料 8
「東久留米市第二次環境基本計画」の策定について（諮問）	資料 9

12. 平成 26 年度第 2 回環境審議会

・環境部長のあいさつ

・出欠席者の報告 出席 12 名、欠席 0 名、定足数に達しており会議は成立

(1) 東久留米市環境基本計画概要について（議題① 資料 1）

【事務局】資料 1 説明。

- ・環境基本計画は環境基本条例の基本理念を満たすための計画である。位置づけとしては、東久留米市第 4 次長期総合計画の部門別計画となっている。
- ・現在の（第一次）環境基本計画は平成 18 年～27 年度の 10 年を計画期間として策定された。国や東京都の環境基本計画などの上位または関連計画の見直しが行われたことや、世界的な地球温暖化問題への関心の高まり、東久留米市の湧水清流保全都市宣言等を受けて平成 25 年 1 月に中間見直しを行った。
- ・（3 ページ）計画の範囲は自然環境、生活環境、地球環境、市民・事業者の協働、市民参加の取り組みを含むとされている。
- ・（4 ページ）中間見直しを反映した基本目標・個別目標を設定した。
- ・（5 ページ）環境基本計画の概要説明。

- ・環境審議会の役割は、計画の進捗状況について点検見直しを行う。

東久留米市市民環境会議は、市民・事業者の環境保全等の取組みの推進組織として位置付けられている。会議の役割は、計画の実現に向けて市民自らの取組みも含め、市民・事業者・市の協働の趣旨に基づいた提案をすること、地域での活動の輪の拡大を含め積極的に活動を行い、市民・事業者・市の協働体制を作り上げるために努力することとされている。

東久留米市庁内環境委員会は、計画の推進・進行管理の組織として位置付けられている。環境の保全等に関する取組みの進捗状況について、庁内の各担当課からの報告を受け、総合的・横断的な調整を行うことと規定されている。

【委員】・環境基本計画に「緑の基本計画」が含まれていないことが悩ましい。前回は環境基本計画に緑の基本計画を同期させようと試みたが、今回環境基本計画で緑をどう扱うかが重要な問題だと考えている。

- ・3 ページの計画の範囲では、前の環境基本計画でもこうなっているというが、「手段にかかわる分野」というくくりも、市民参加だけ抜き出す意味が良くわかりません。また自然環境の中に農地が入っているなど、違和感があるので見直した方が良いと考えている。

【会長】環境に関する事柄は、一番大きな地球の話から身近な生活の話まで、入れ子になっているので、その対応を国・東京都・市区町村でどう分担していくかということが最終的には整理されるかと思う。今日の議題8の③「策定の方向性」ということで、第二次環境基本計画に何を検討事項として考えるかということも討議できるので、今の意見もそのあたりに反映させていただきたいと思う。

(2) 策定スケジュールと体制について（議題② 資料 2,3,46 の一部）

【事務局】資料2 環境基本計画スケジュールについての説明。

- ・平成26年度

9月：部会設置、骨子案の検討、3月：骨子案報告

- ・平成27年度

4月～10月：素案の検討、11月：パブリックコメント実施、3月：計画の確定

【委員】・パブリックコメントについて説明は良かったが、資料が間違っているのが修正の方が良い。パブリックコメントは部会がかけるのではなく、行政がかけるといふこと、そのパブコメ案の最終決定するのは、環境審議会ということが資料の絵には描かれていないので修正していただきたい。

- ・スケジュールについて、冊子にまとめるとすると、このスケジュールではか

なり厳しいのでスケジュールは考えなければならない。また最終答申を行った後、審議会にかける必要はあるのだろうか。

【事務局】通常は審議会にかける必要はない。しかし、環境審議会の場合を借りて決定したものなので、何等かのご報告をさせていただきたい。全体の流れと意思決定の流れの整合ができていく絵柄になっていればいいと思う。

【会長】基本的に環境基本計画は、市長が策定するもので、我々は諮問機関で、そのスケジュールは事務局に調整してもらえればと思う。

【委員】それによって、部会も前倒しになるなどの事が必要になってくると思う。

【会長】今日何を投げるかによってスピード感も変わってくると思う。本日のメインイベントは③策定の方向性である。事務局で用意していただいた資料 5 の 11 ページ以降に、国の第四次環境基本計画の中に環境保全施策の体系があり、これを後ほど検討いただく。

【会長】東久留米市環境審議会規則に基づく環境基本計画検討部会設置については承認いただけますか。よろしいでしょうか。

【委員】(承認)

(3) 策定の方向性について(議題③ 資料 5,6)

【事務局】資料 6 第 5 期環境審議会からの申し送り事項の説明

- ・平成 25 年 1 月の中間見直しを踏襲する(市民アンケート、課題把握、パブリックコメントの結果を活用する。)
- ・緑の基本計画の第二次計画を平成 25 年 4 月に策定していて、緑の施策は緑の基本計画に網羅されていると考えられることから、緑に関する施策は、緑の基本計画に委任する構成とする。
- ・生物多様性地域戦略と地球温暖化対策地域実行計画について、法令により策定が努力義務とされているが、環境基本計画に含めてしまう自治体がみられていることから、東久留米市についても、同様の構成で策定する。

【事務局】第 5 期環境審議会委員から個別にいただいた意見の説明(資料 6)

- ・施策全体の課題として、目標と取組みが繋がった指標を提示すべき。また PM2.5 等についての対策が挙げられた。
- ・進行管理の課題として、定量的・定性的評価の実施が最も多いものであった。
- ・各計画との位置づけの明確化。
- ・かんきょう東久留米における協働的取組枠の設置(市民環境会議が参加すべき)。
- ・連携や協働に関する課題として、個別な意見をいただいた。
- ・湧水や河川を守る事柄、緑に関する事柄については、多くの意見が寄せられた。

- ・基本目標 2、3 については意見が少なく、関心が少ないことが表れている。

【事務局】環境施策の実施状況の説明（資料 5）

- ・平成 25 年度に環境省が実施した、地方自治体向けに実施した環境基本計画アンケート結果を見ると、重点的に取り組みを実施している分野としては、「地球環境保全に関する取り組み」や「物質循環確保と循環型社会の構築のための取り組み」が多く取り組まれている。
- ・今後実施したい取り組みでは「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」、「地球環境の保全」、「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」、「地域づくり・人づくりの推進」が挙げられた。この再分類で他で見られないものでは、「有害大気汚染物質への対策」なども件数が多く見られた。
- ・政令指定都市の 41 項目の取り組みでは「必要な施策は一部実施している」とほぼ全項目で取り組んでいる。これに対して、市区町村では取り組みは多くなく、「必要な施策は一部実施している」と回答した割合がかなり低くなっていることが明らかである。
- ・第四次環境基本計画で地方公共団体に期待される取組について、東久留米で取り組んでいるものが表の網かけのかかっているところである。

【会長】今お配りするのは、事務局で作成していただいた 11 ページから 14 ページを A3 版にしたものである。現在網掛けがかかっているものが、現在の環境基本計画で取り上げられている所、白いところが今日検討していただき、検討部会で申し送りを依頼するところである。そもそも、この項目は国の第四次環境基本計画の第 4 章環境保全施策の体系というものがあり、この項目をアンケートに採用している。a～f までは環境問題の各分野に係る施策で、g～m までは各種施策の基盤となる施策である。次期環境基本計画に取り込むべき施策とそうでない施策を、振り分けをして、部会に申し送りをしたいと考えている。

【委員】この施策を選ぶというのは良いと思うが、一番大事なのは、環境基本計画をどのような視点でどのように作っていくか、大きなフレームを定めておいた方が良く考えている。まず、第 1 に、資料 6 の 1 の「第 5 期環境審議会委員からの申し送り事項」についてはある程度しっかりここで議論して方向性を決めること、二つ目に、前回の環境基本計画や緑の基本計画はある程度わかりやすくできているが、中間見直しはわかりやすく説明できていない。これは個人的な思いだけれども今度の基本計画は市民が理解できる基本計画にするとか、目標がどこまで進んでいるかわからないなどの申し送り事項をどうとらえるかということがまずあって、次に、これらの世の中のトレンドをどのように重点化していくかという議論になると思う。だからいきなり各論で進めていいものかという点が疑問に思う。

【会長】環境基本計画が何かというと、大きな地球環境は国が対応する部分であり、

もう少し狭くなると都道府県、さらに生活に近くなると市区町村とある程度分担がある。環境基本計画でない計画づくりの時でも、いろいろな性格や独自性があるかとは思いますが、ある程度全体の体系と一致していることが求められると考えている。

【委員】それは少し違うと思う。もちろん国の方針に基づいて環境基本計画を地方自治体で作るのは良いが、その都市、その都市の特徴があってよいと思う。

【会長】それはもちろんである。

【委員】この各論に入る前に、もう少し環境基本計画がどうあるべきかをきちんと議論すべきではないか。例えば、緑の基本計画は国交省でやっているから仕方ないねと作っている。一方環境問題を包括的にとらえたときに、生物多様性や自然環境をどう捉えていくかがすごく重要なことだと思う。

【会長】部会に検討を依頼する項目を今日定めなければならないということで、検討部会運営要領第2条がある。我々が今、しようとしていることは、審議会が必要とする事項について、部会に作業依頼をして、その検討作業の報告を受けて審議会で審議するというプロセスなので、ここで方向性を決めて終わりということではなく、むしろ作業を依頼しないと部会を設置する必要がなくなってしまう。

【委員】これだけ細部に渡っていることを、ここで今議論できる知見のある方々がどれくらいいるかということになる。審議会の中で、それぞれの分野のエキスパートとして活動をしているそうした人の意見も入らずにやっていくのはいいのだろうか。

【会長】部会がその役割を担っていませんか。

【委員】それではここで決めることは何でしょうか。

【会長】それはダブルチェックと考えていただいてよろしいのではないかな。検討作業はある程度部会の方で揉んでいただいて、審議会を確認する形で引き取るということではまずいだろうか。

【委員】環境基本計画と中間見直しを理解して、それに対して当てはまっているか否かを議論できるかとする、1時間や2時間では足りない。

【会長】部会の方から上がってきた総体を個別に話をする。環境保全に関する基本計画なので、網羅的になっている。各分野で、関心のある分野だけを取り入れたり、専門分野でない自分が関係しない分野を排除したりして良いかということではないと思うのでチェックは必要。

【委員】話を戻すと、中間見直しを踏襲することが望ましいということでは、ほとんどこの資料をやる必要がなくなってしまう。中間見直しをベースとして、新たに国の施策や社会的な動向を付け加えていこうということになる。緑についても、第2次緑の基本計画でいいですよということになると、生物多様性など

の議論を含めて、緑の議論をしなくていいということになる。今できている基本計画があり、その後の状況変化を踏まえて、きちんと取り入れるべきものは取り入れていきましょうというコンセンサスが必要である。それが方向付けの一番重要なところで、地球温暖化の推進や生物多様性の計画を市が作り始めているのを個別にやるのか、基本計画にとり入れるのかをここで決めて部会に投げる。ここが方向性の大きなフレームである。各論はどうかという、抜けているものがいろいろあるのでどうするかということを次のステップにする。

【会長】 おそらく今の作業は、はじめにおっしゃったことをやろうとしているのかがか。また、資料 6 にこだわっていらっしゃるが、あくまで参考資料で拘束力はない。

【委員】 こだわっているわけではなく、現行の環境基本計画から、次の環境基本計画に課題として挙げられている前提が崩れてしまうと考える。

【委員】 審議会でなぜ市民の方がいらっしゃるのかと考えると、環境基本計画は市のため、市民のために作られてきたものである。それに対してどのように市民が考えていて、どうすればよくなるのかのご意見を聞いたうえで、環境審議会からの申し送り事項についても検討して初めて具体的にそれをどうしていくのかとなるのではないかと考えた。より良くしていきたいという市民の方々の声を反映してからでも、遅くはないと思う。

【会長】 他の委員の方、ご意見お願いします。私としては、第一次環境基本計画をベースにして、市長も言及されていたが、水循環基本法が 4 月に成立して、その際に雨水利用推進法が同時にできている。それをどこに入れたらいいのかというと、d-1-1 に「流域での環境保全上健全な水循環の構築に関する計画の策定」というのが白抜きになっている。水循環基本法、雨水利用推進法が入るのであれば、我々の環境基本計画に採用しましょうというような運びで個別に解説するつもりだったのですが。

【委員】 もう一つ気になっているところがある。資料 6 の 2 ページ目の「施策全体の課題」の中で、「目標がスローガンので・・・」というのがある。すなわち、これまでは国の方針に従って我々もこういうことをやっていきますということを示したフェーズで、だけどそれに対してまだスローガンで終わっているのではないだろうか。そうするともっと具体的に何かをやっていく施策は何であろうかということを考えて一覧を見たときに、基盤となる施策が東久留米市では少ないと。

【会長】 環境基本計画は基本計画なので、はっきり言うとスローガンのな立場になる。どう具体的に施策を取り込んでいくかというと、行政の役割になってくる。中間見直しに関しては、具体的に数値目標を挙げたらいいという意見があるが、誰がそれをモニタリングするのかという時に、予算がないとできない。

- 【委員】そこは具体的というのは、地域の特徴をより反映した形でということではないでしょうか。住んでいる方々が「たしかにこれは我々の基本計画だ」と思えるものであるということではないか。全部国が示しているものを網羅しているということではないのではないかと。
- 【委員】今の会長の発言は、予算がないからやらなくていいという考えになってしまふ。予算を獲得するためにこういう審議会の役割がある。予算がないからできる範囲でやっていこうとすると、縮小して終わってしまう。
- 【会長】私はそれを言っているわけではないのだが。
- 【委員】決められた基本計画の概念の話をされていると思うが、自由でいいし、数値目標を挙げてもいい。
- 【委員】私は中間見直しの審議会委員として意見を出させていただいたが、この回答はどこかでもらえるのか。どの項目に重点を置くか、どの項目が足りないか、部会で審議していただいた方が良いかと思う。特に私は前回で意見を出しているが、今回初めて委員になられた方も意見を言うべきなのかと思った。
- 【事務局】資料 6 の意見のとりまとめについては、第 5 期の委員の皆さんの意見をまとめたものである。また市民環境会議の各部会から意見をいただいたものをまとめて参考に挙げさせていただいている。これがすべてではないことをご了解いただきたい。
- 【委員】5 期最後の審議会では「大きなフレームを決めましょう。そのためにはいろいろ議論が必要なので、もう 1 回会議をやって決めて次に申し送りをしましょう」ということにしていたが、会議開催がなくなった経緯があるので、「申し送り」という表現はおかしい。「意見」ということではないか。
- 【事務局】「意見」という表現にします。
- 【委員】資料 6 の 4 ページ 5 ページについてみると、水の話や緑の話については、意見が言いやすいので意見が多いが、一方で 6 ページ 7 ページの地球温暖化や生物多様性について、すぐに意見が出てこないものが多いと思う。おそらく、基本目標 1 についてはそれほど議論の必要がないかと思う。逆に言えば、この審議会においては、地球環境や生物多様性など比較的市民の方々から意見が出にくい話をして、この審議会がリーダーシップをとって、市民の皆さんにこういう方向で考えてほしいということを取り上げるかどうか、どういうことを部会で検討していくかということを議論した方がよろしいかという気がした。皆さんの意見を聞いて思った。
- 【会長】ありがとうございます。それでは、残りの時間で進め方を当初想定のような進め方でやるか、あるいは一度全体の議論をしてから進めたほうがよいか。
- 【事務局】現行計画がどこまで進んでいるのかという検証も、フレームについても審議会からの申し送り事項などを受け入れ可能かどうかや、今回の資料で提示した

環境省の環境基本計画に基づく施策についての議論も必要である。これらは複数回の会議開催が必要な性質のもので、この場で結論を出すのは難しいとは思っている。本年度のスケジュールとしては骨子案までできれば良いと考えている。現在の施策の検証、前期の申し送り事項の検討等、それらは部会で少し整理していただいて、それを審議会で再度議論していただければと考えるがいかがか。

【会長】 そうなると、ここでは個別の物を選定せず、先に部会の方で揉んでいただいて、審議会の方でその議論をし、どういう方向性に持っていくかと議論しつつ、選定していくというやり方でよろしいでしょうか。

【委員】 先ほど策定スケジュール案の説明の中で検討部会が行う項目に基礎調査方針の検討というところがありましたので、そこで基本的な方針をどうするかというところをやると理解していたが、環境省のどれをやってどれをやらないとするとこの部会の作業を先取りしてやるような形になるので、事務局から提案のあった部会の方で方針も含めてまず揉んでもらって、審議会のほうへフィードバックする方が良いのかと思う。

【会長】 検討部会運営要領の第 2 条で部会にも、審議会とは別に全体について検討することが担保されている。今日は時間の関係もあるので、そのようにさせていただきますかと思うがいかがでしょうか。

【委員】 (承認)

(4) 「(仮称) 環境基本計画検討部会」委員の選出について (議題④)

【会長】 次は④の部会の委員の選出を行う。先ほど事務局から説明していただいた通り、検討部会運営要領において、審議会から 2 名以内、市民環境会議から 4 名以内、庁内環境委員会から 2 名以内となっているので、審議会から 2 名選出する。私としては職務代理者の委員と 3 期連続の委員にお願いしたいと思う。皆様いかがか。

【委員】 (承認)

(5) その他 (資料 7)

【事務局】 資料 7 の「かんきょう東久留米平成 25 年度版」は環境基本計画の年次報告書に位置付けられているものである。この中の一部のデータは 11 月に東京都が公表することになっているので、今回はそれ以外にそろっているデータをもって暫定版として作成した。このあと、東京都が公表するデータのみ差し替える。それまではお手元に保管していただきたい。内容については、発行の速さを重視して作成したので、昨年度から内容に手を加えていないことや、環境基本計画の進捗状況でない部分も含まれることから、この後、内容の精査を事務

局で行っていかうと考えている。今回配布したものに意見等をいただければ有難い。次回環境審議会の日程については、検討部会の進捗状況によって若干流動的になる部分があるので、決定次第速やかにメールでご連絡する。

【委員】意見提出の期限はいつまでか。資料に間違いがあるので。

【事務局】11月のデータが入るまでにいただければと思う。

(6) 閉会

【会長】これで本日予定されていた全ての議題が終了した。平成26年度第2回環境審議会を終了する。ありがとうございました。